

防府都市計画道路の見直し方針(案) 概要版

都市計画道路見直しの背景

都市計画道路とは、都市活動を支える最も身近な都市施設であり、都市の骨格を形成する幹線道路として、都市計画法に基づき、あらかじめその位置や幅員等を決定している道路です。

現在、防府市には44路線(約125.5km)の都市計画道路があり、そのうち68.8kmの整備が進み、まちづくりに大きく寄与しています。

一方で、未整備路線には、昭和33年に計画決定されて以降、長期間にわたり整備されていないものもあり、これらの路線は、整備時期が示されていないことなどから、新たな土地利用計画や建物更新計画を立てにくく、まちづくりの弊害となっています。

本方針では、こうした課題に対応するとともに、総合計画に掲げる「防府・未来へのネットワーク」の構築を進めるため、総合的な視点から、本市に現在決定されている都市計画道路の見直しについて基本的な方針を示すものです。

都市計画道路の見直し方針

見直し対象路線

- ◆ 計画決定から30年以上を経過したもの
- ◆ 都市計画道路の区域内に、歴史的文化遺産、大規模建築物等があるもの
- ◆ 地形的な要因等により道路構造上問題のあるもの
- ◆ その路線が整備されることで周辺の土地利用に多大な影響を与えるもの
- ◆ その他個別の課題を抱えているもの

22路線(59区間)が見直しの対象

評価のポイント

- ◆ 都市計画区域マスタープラン、総合計画など上位計画との整合性
- ◆ 交通需要、代替路線の有無などの需給バランス
- ◆ 広域交通拠点、公共・公益拠点などへのアクセス機能
- ◆ 防災ネットワークの形成、延焼防止のための機能
- ◆ 事業実現の可能性
- ◆ 道路網としての連続性

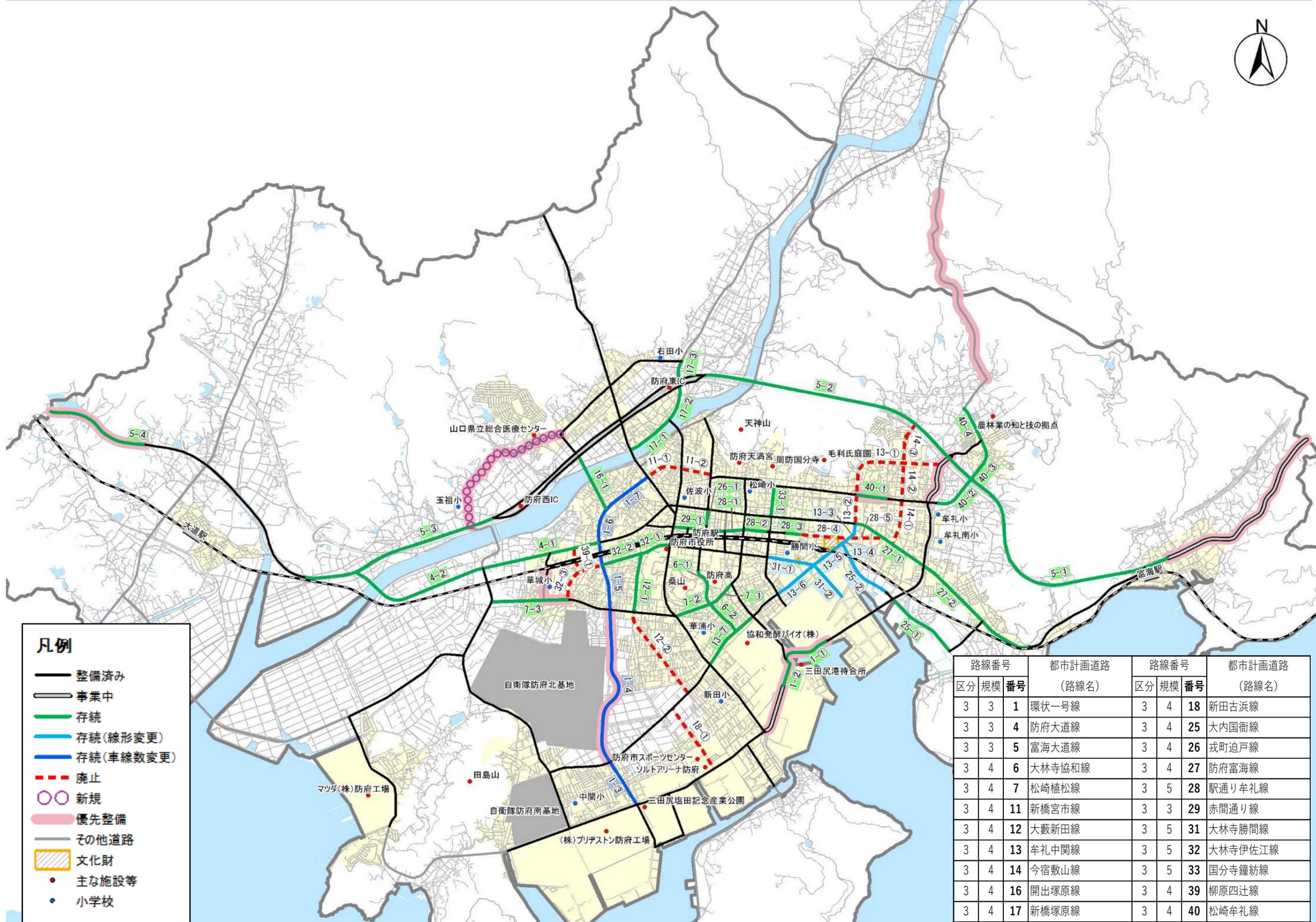
※22路線を主要な交差点部で59区間に分け、区間ごとに評価

59区間の見直し結果

◆ 存続区間	34区間 (33.8km)
◆ 存続区間(線形変更)	7区間 (3.8km)
◆ 存続区間(車線数変更)	5区間 (5.3km)
◆ 廃止区間	13区間 (9.6km)
	59区間 (52.5km) [※]

※見直しの対象となる59区間(56.7km)から事業中区間4.2kmを除いた延長52.5kmについて見直しを実施

防府都市計画道路の見直し方針図(案)



凡例

- 整備済み
- 事業中
- 存続
- 存続(線形変更)
- 存続(車線数変更)
- - - 廃止
- ○ 新規
- 優先整備
- その他道路
- ▨ 文化財
- 主な施設等
- 小学校

路線番号			都市計画道路	路線番号			都市計画道路
区分	規模	番号	(路線名)	区分	規模	番号	(路線名)
3	3	1	環状一号線	3	4	18	新田古浜線
3	3	4	防府大道線	3	4	25	大内国衙線
3	3	5	富海大道線	3	4	26	戎町迫戸線
3	4	6	大林寺協和線	3	4	27	防府富海線
3	4	7	松崎植松線	3	5	28	駅通り牟礼線
3	4	11	新橋宮市線	3	3	29	赤間通り線
3	4	12	大藪新田線	3	5	31	大林寺勝間線
3	4	13	牟礼中関線	3	5	32	大林寺伊佐江線
3	4	14	今宿敷山線	3	5	33	国分寺鐘紡線
3	4	16	開出塚原線	3	4	39	柳原四辻線
3	4	17	新橋塚原線	3	4	40	松崎牟礼線